

令和5年度前期（中元期）の商品量目立入検査結果（速報）

令和5年9月4日

宮城県計量検定所

宮城県計量検定所では、消費者保護の推進を図るため、商品の流通が活発化する時期に、食料品などの内容量（量目）の表示が正しいかなど、スーパーに立ち入り、検査を実施しました。

商品量目立入検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 実施期間

令和5年7月25日（火曜日） ～ 令和5年8月4日（金曜日） ※延べ4日間

2 検査実施事業所

仙台市を除く県内（3市町）のスーパーマーケットの全8店舗

3 検査内容

スーパーマーケットで、その店舗内で詰め込みをして計量販売されているパック商品（食肉、魚介、野菜、総菜などの内容量を表示して販売している商品）について、計量法に基づき次の検査を行いました。

（1）内容量の検査

表示された内容量が実際の内容量と比較して、計量法で定められた誤差の範囲（量目公差）を超えて不足していないか。

（2）表示の検査

内容量、計量単位、事業所名、住所の表示内容が正しいか。

（3）計量器の使用状態の検査

定期検査受検の有無、水平状態で使用しているか。

4 立入検査結果

（1）商品量目（内容量及び表示）

① 事業所別

区分	検査事業所数（戸）	不適正事業所数（戸）	不適正事業所率（％）
今回	8	1	12.5
前年度同期	11	3	27.3

② 品目別

区分	検査個数（個）	不適正商品数 （量目不足） （個）	不適正商品率 （％）	前年度同期 不適正商品率 （％）
食肉類	71	0	0.0	0.0
魚介類	97	0	0.0	3.3
野菜	10	0	0.0	8.5
調理食品	60	0	0.0	7.9
果実	5	5	100.0	0.0
その他	20	0	0.0	0.0
計	262	0	0.0	4.9

③ 不適正商品の原因

不適正商品5個の主な原因は、風袋量を少なく見積もっていたことによるものでした。

(2) 計量器（はかり）の使用状況

検査した55台のはかりのうち10台が水平不良な状態で使用されていました。

5 結果への対応

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し、正確な計量の励行などについて現場で指導を行いました。

不適正なはかりの使用を行っていた事業所に対しては、その原因を確認し、正確な計量の励行などについて現場で指導を行いました。

6 その他

商品量目立入検査については、例年、前期（7月～8月）と後期（年末）の年2回実施しています。